

（乗車装置）

第254条 一般原動機付自転車の乗車装置の構造に関し、保安基準第66条第1項の告示で定める基準は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造でなければならないものとする。この場合において、またがり式の後部座席であって握り手及び足かけを有し、安全な乗車を確保できる構造のものは、この基準に適合するものとする。

2 運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）の寸法等に関し保安基準第66条第2項の告示で定める基準は、1人につき、大きさが幅380mm以上、奥行400mm以上でなければならないものとする。